

文部科学省

図書館の現状と改革の課題
—図書館職員の地位向上をめざして—

図書館行政の動向


令和6年4月16日（火）

総合教育政策局 地域学習推進課

目次

1. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
2. 学校図書館について
3. 図書館について
4. 国における取組

1. 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画



第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

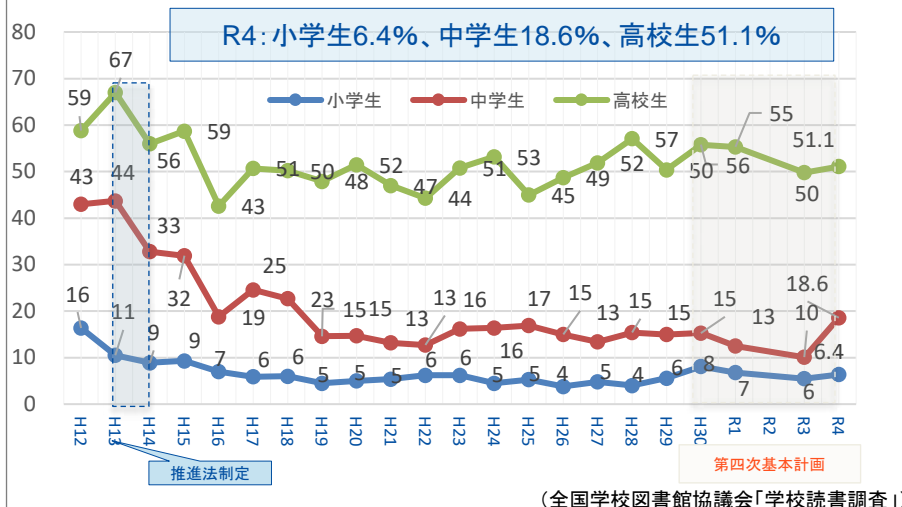
- 増加している点： 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点： 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標：R4年度末までに不読率：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状：不読率の推移(%) **いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない**



新型コロナウイルスの感染拡大

- 各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、**図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性**
- 小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て**上昇**
※令和元年～2年、自宅学習が難しい**小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇**、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加
(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

- 1か月間の**平均読書冊数**は、**いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い**
(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)
- **日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している**(加盟国37カ国中11位)
※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い
(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、**読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられる**よう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：**探究的な学習活動等での図書館等の活用促進**、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、**多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備**

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、**言語能力や情報活用能力を育む**とともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、**図書館及び学校図書館等のDXを進める**

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、**子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる**

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、**学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化**その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める(推進法第9条)
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市
町
村

市町村推進計画策定率の数値目標(令和4年度末までに、市100%、町村70%以上)を達成(令和3年度:市:93.9%、町村:74.4%)

目標:市:100% 町村:80%以上

都
道
府
県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、**実態把握・分析**
- **地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有**

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく・心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

V 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

2. 学校図書館について

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」

令和4年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

	単年度:480億円	5か年計:2,400億円
図書	199億円	995億円
増加冊数	39億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】	195億円 【学校図書館図書標準の不足冊数分】
更新冊数	160億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】	800億円 【図書の更新を促進するための更新冊数分】
新聞	38億円	190億円
小・中学校等	26億円 うち小学校等:2紙 中学校等:3紙	130億円 うち小学校等:2紙 中学校等:3紙
高等学校等	12億円 【高等学校等に5紙配置】	60億円 【高等学校等に5紙配置】
学校司書	243億円 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】	1,215億円 【小・中学校等のおおむね1.3校に1名程度配置】

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



学校

①学校現場で整理 教委に状況報告

校長を中心に、教頭、教務主任、事務職員等による予算委員会を組織するなど、校内組織を生かして全校的な対応を図り、整備が必要な図書の優先順位付け、学校司書との連携方法等を検討。

それを踏まえ、教育委員会に情報提供・要望。

①状況報告

⑥予算配賦

図書・新聞整備や学校司書配置そのものを目的とするのではなく、その整備充実により、いつまでにどのように学校を変えようとしているのかを整理しましょう。



教育委員会

②教育委員会内で整理

- ・学校図書館の現状、優先順位の把握
- ・図書整備、新聞配備、学校司書配置に向けた、複数年次にわたる計画の策定
- ・学校の意見を聞き、政策目標、政策効果等を整理

④財政部局に予算要求・説明

文部科学省の資料等も活用しましょう！

- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」
- ・令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」
- ・令和3年度「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」
- ・図書、新聞、学校司書等の相関性が明らかになりました。
- ・重点的に推進するべき13指標から、都道府県別の状況が明らかになりました。

総合教育会議

③協議・調整

④予算要求

⑤予算配賦



地方公共団体

③教育条件整備について協議・調整

- ・教育大綱に学校図書館整備計画を位置付ける等

総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたるのが可能になります。

地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。予算額と比較してみましょう。

①図書費



小学校

学級

×

40.7 千円^{※1}

=

千円

中学校

学級

×

63.1 千円^{※2}

=

千円

②新聞費



小学校

学級

×

3.5 千円^{※3}

=

千円

中学校

学級

×

12.8 千円^{※4}

=

千円

③学校司書費



小学校

校

×

1,157 千円^{※5}

=

千円

中学校

校

×

1,111 千円^{※6}

=

千円

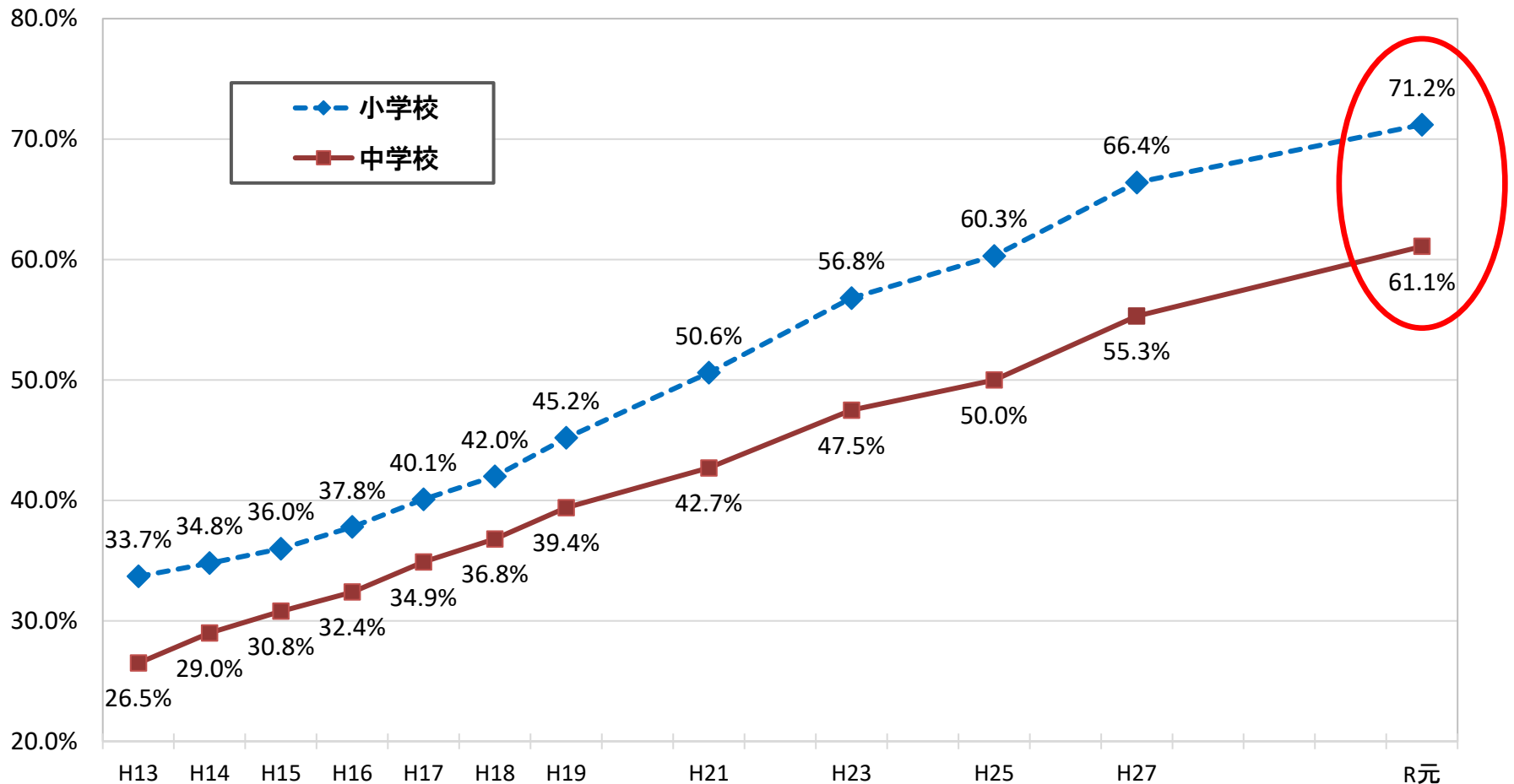
【地方交付税の算定に用いる標準施設状況】

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞配達の一般財源(63千円)/施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞配達の一般財源(192千円)/施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小中学校部に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

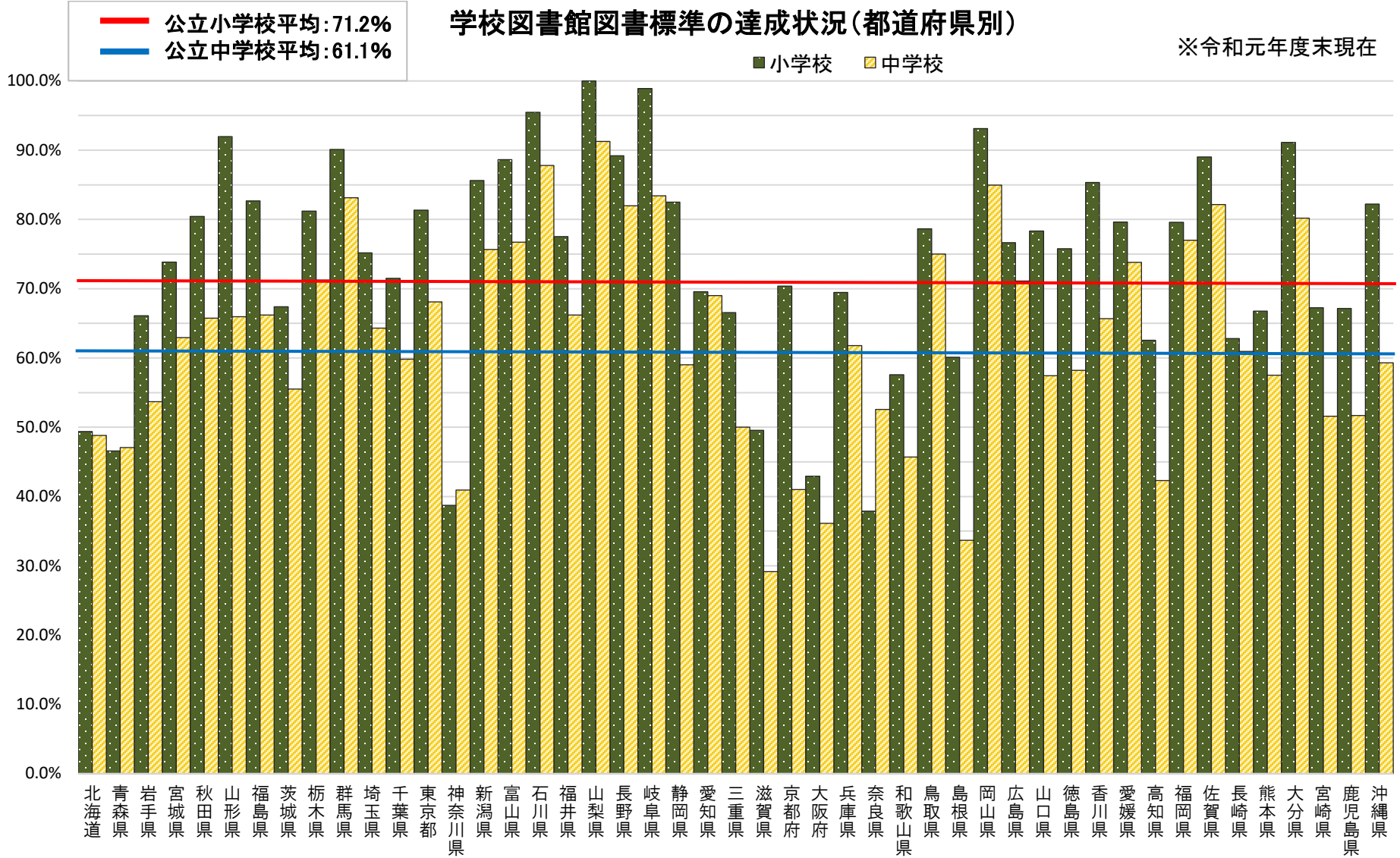
学校図書館図書標準の達成状況の推移 (達成している公立小・中学校の割合)



※平成19年（調査年：平成20年）～27年（同：28年）は隔年、その後令和元年（同：令和2年）に実施

（出典）文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」12

学校図書館図書標準の達成状況(都道府県別)



学校図書館(公立)における新聞配備率の推移

		学校数 (A)	新聞配置学校		新聞配備紙	
			学校数 (B)	割合 (B/A)	新聞紙数 (C)	平均 (C/B)
小学校	平成22年	21,188	3,588	16.9%	4,697	1.3
	平成27年	19,604	8,061	41.1%	10,284	1.3
	令和元年	18,849	10,729	56.9%	16,809	1.6
中学校	平成22年	9,837	1,423	14.5%	2,861	2.0
	平成27年	9,427	3,557	37.7%	6,100	1.7
	令和元年	9,120	5,177	56.8%	13,925	2.7
高等学校	平成22年	3,681	3,313	90.0%	9,290	2.8
	平成27年	3,509	3,194	91.0%	8,914	2.8
	令和元年	3,436	3,269	95.1%	11,551	3.5

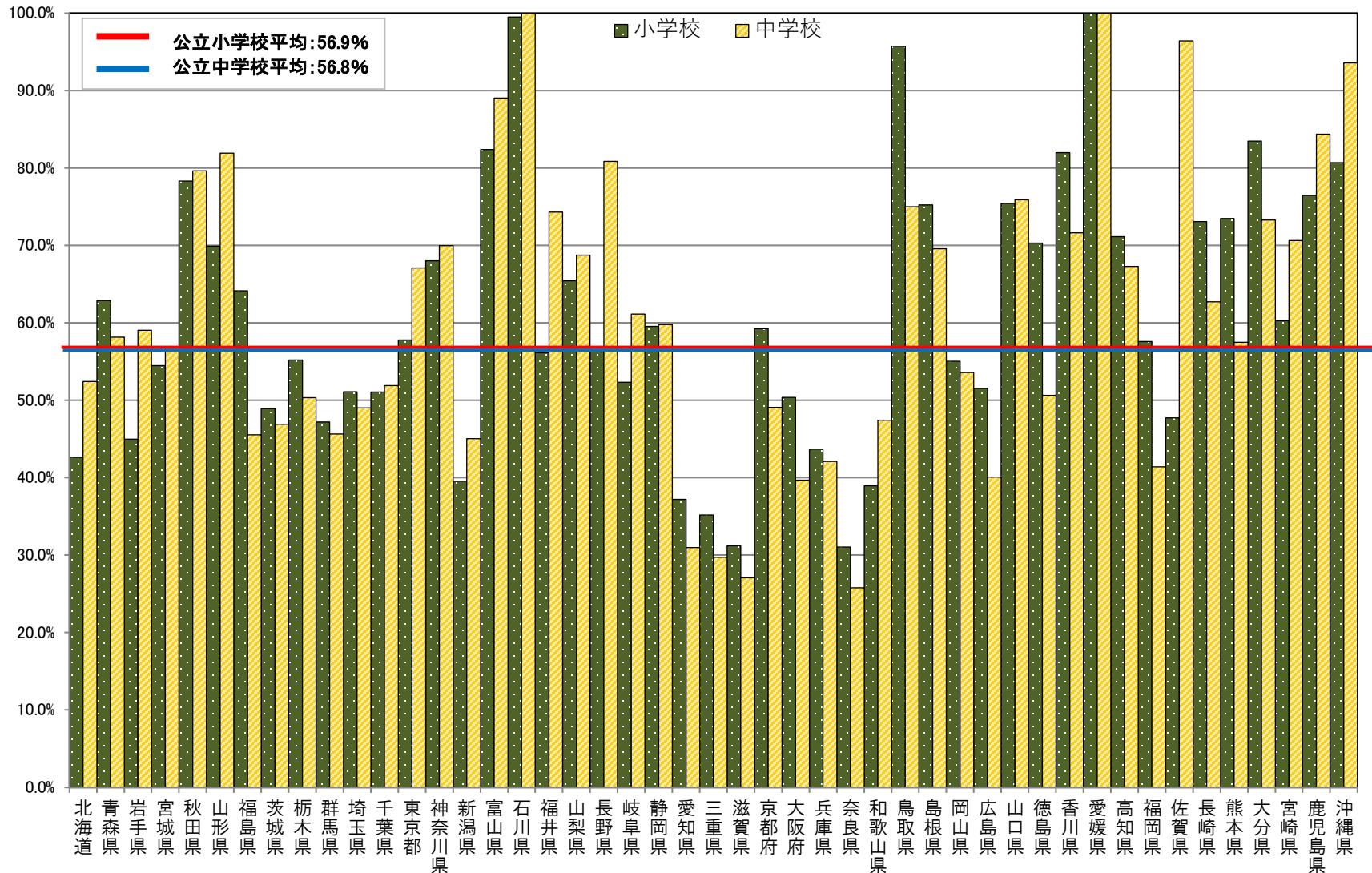
※第5次5か年計画(H29～R3)で、小学校等1紙、中学校等2紙、高等学校等に4紙配置されるよう地方財政措置(150億円)

(平成22年度は5月1日現在、平成27年度・令和元年度は年度末実績)

(出典)文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」

新聞を配備している学校の割合(公立小・中学校)

※令和元年度末現在



(出典) 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

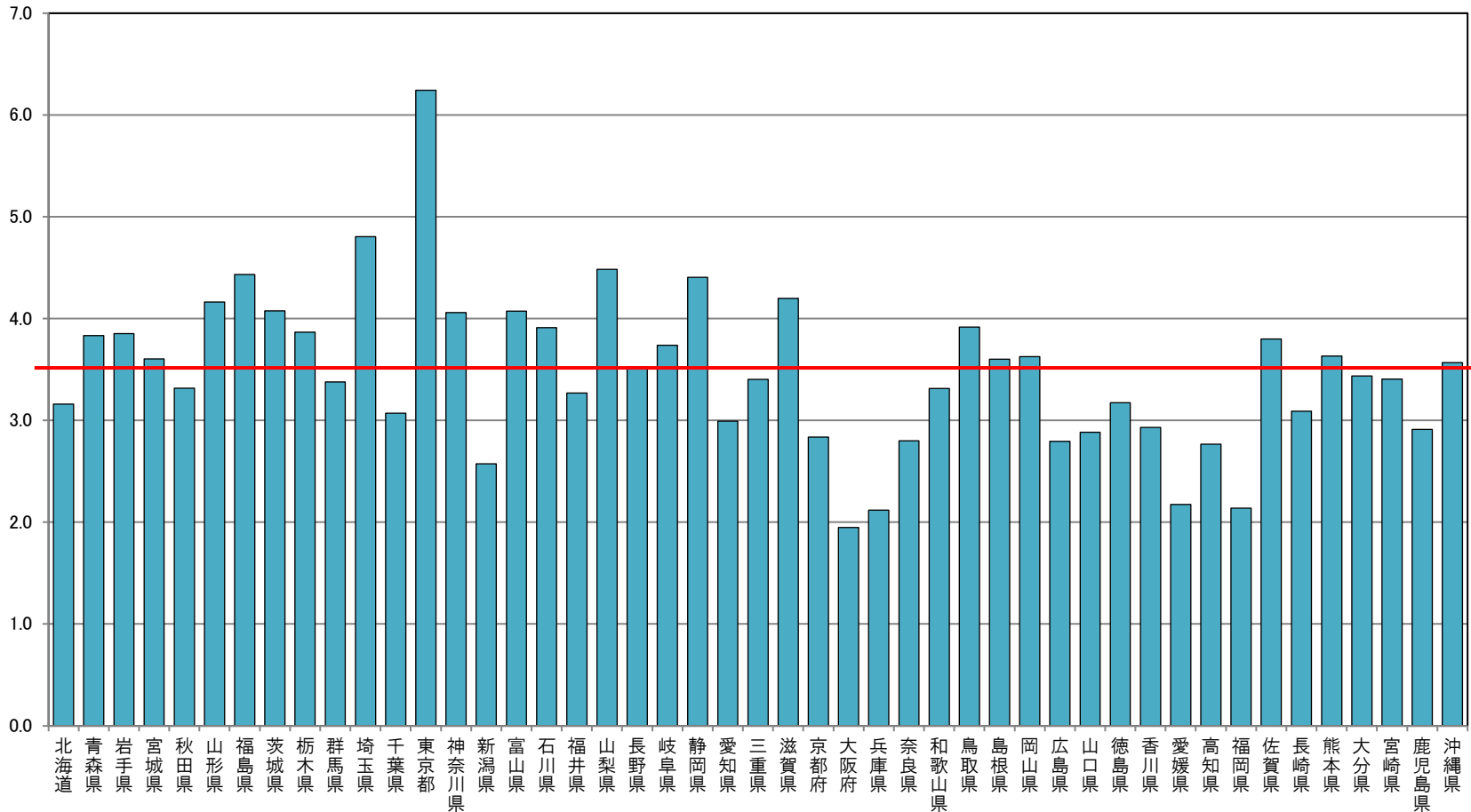
※第5次「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、小学校等1紙、中学校等2紙を目安として想定

新聞を配備している学校における平均紙数(公立高等学校)

<新聞を配備している学校の割合>

・高等学校 95.1% (令和元年度末現在)

— 平均 3.5紙

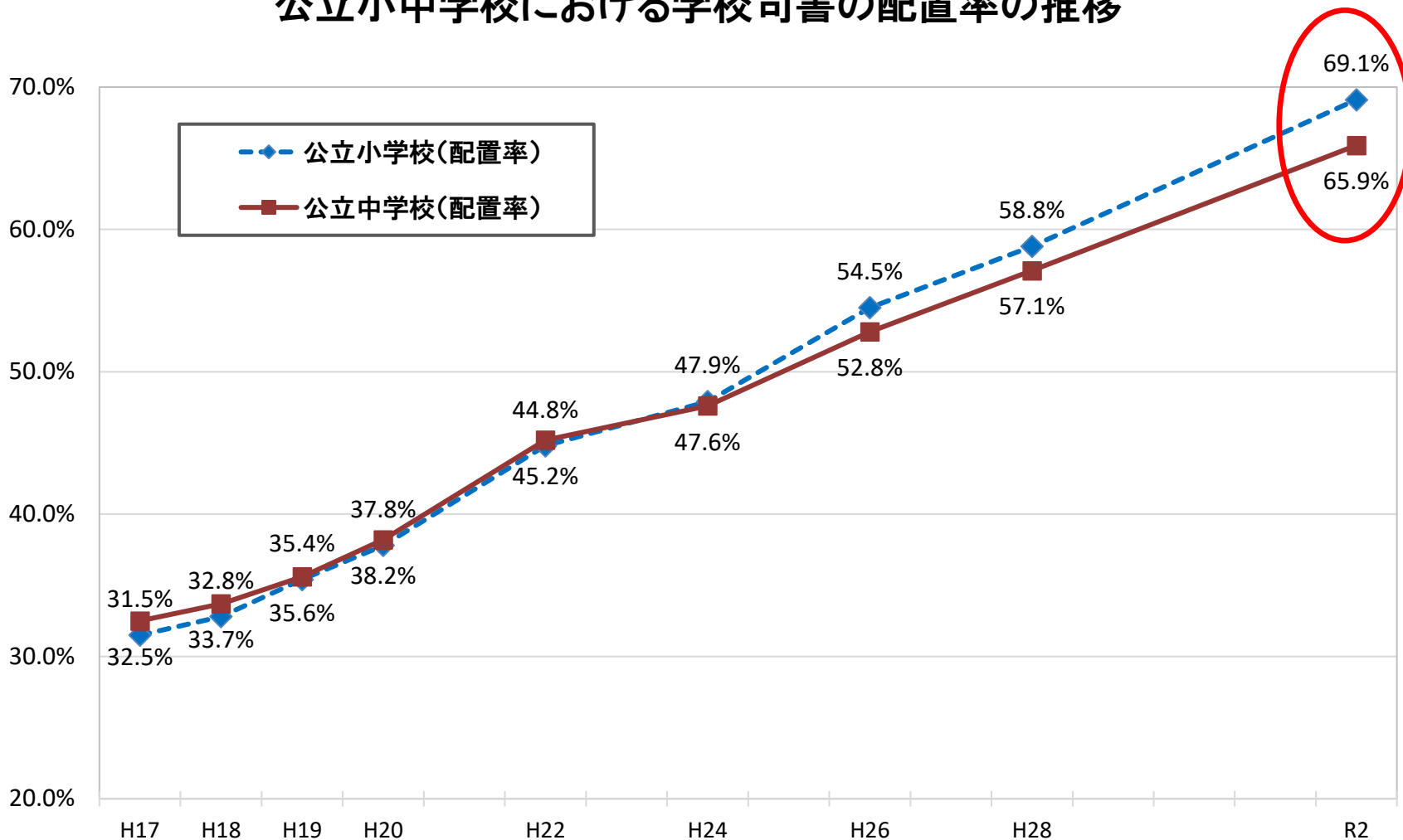


(出典)文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

※「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置では、**高等学校等4紙**を目安として想定

公立小・中学校における学校司書の配置率の推移

公立小中学校における学校司書の配置率の推移



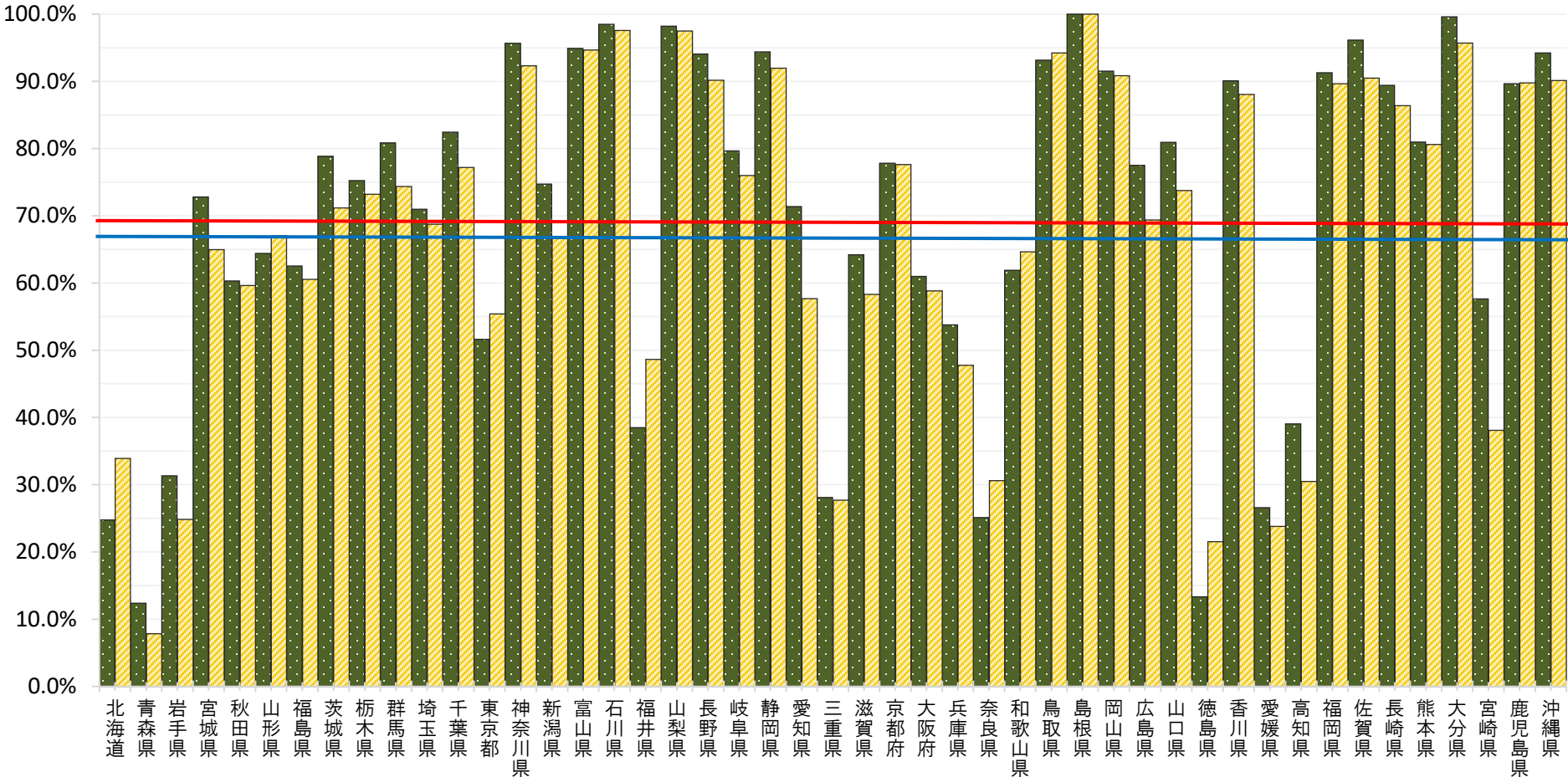
公立小・中学校の学校司書の配置率(都道府県別)

■ 公立小学校平均: 69.1%
■ 公立中学校平均: 65.9%

公立小・中学校の学校司書の配置率(都道府県別)

※令和2年5月1日現在

■ 小学校 ■ 中学校



(出典) 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

公立学校の学校司書配置状況

当日配布資料では令和5年度調査の数値を掲載。
最終報告を集計中のため、ホームページでの資料には掲載していません。

学校司書の兼任状況

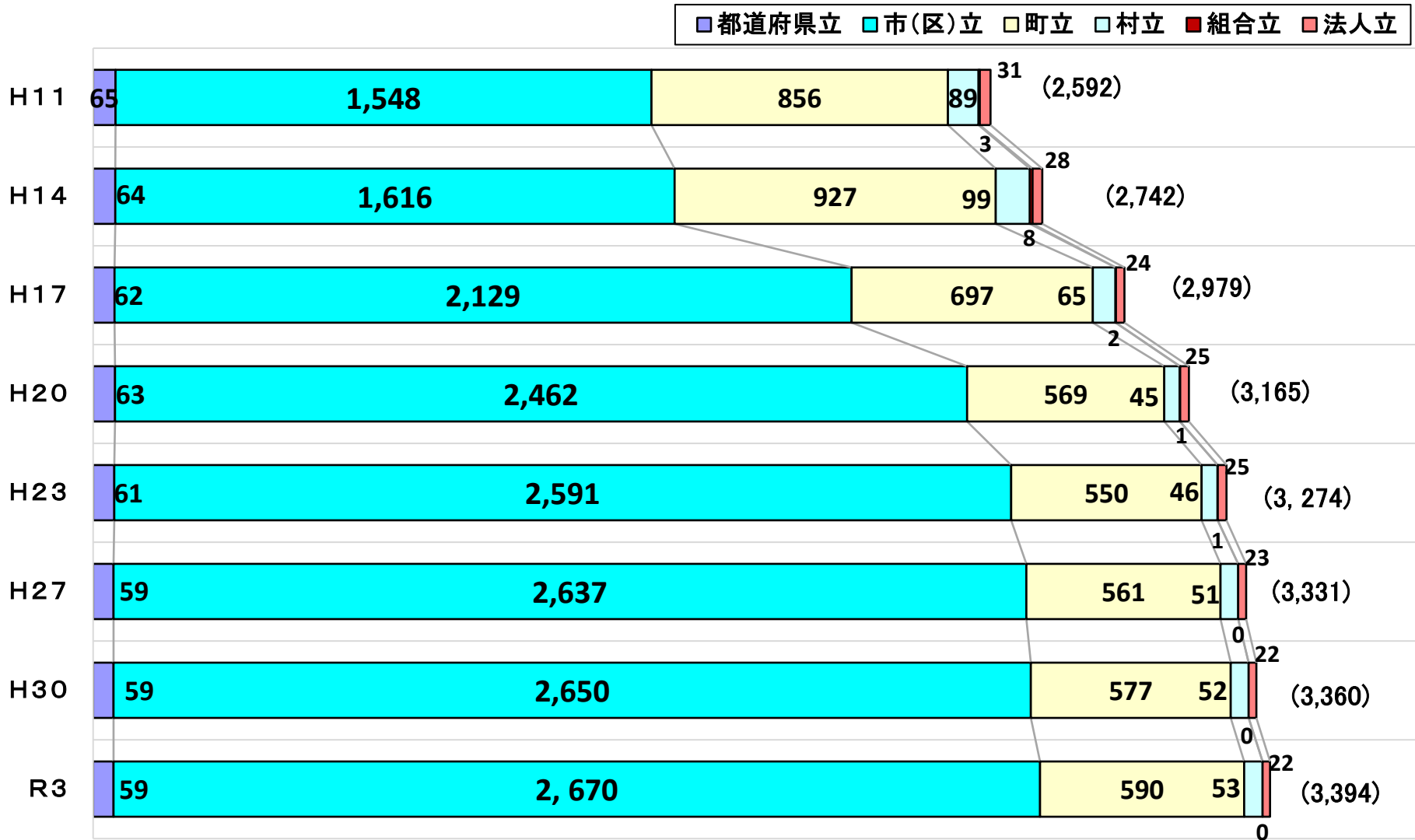
当日配布資料では令和5年度調査の数値を掲載。
最終報告を集計中のため、ホームページでの資料には掲載していません。

学校司書の雇用形態(兼任別状況)

当日配布資料では令和5年度調査の数値を掲載。
最終報告を集計中のため、ホームページでの資料には掲載していません。

3. 図書館について

図書館数の推移

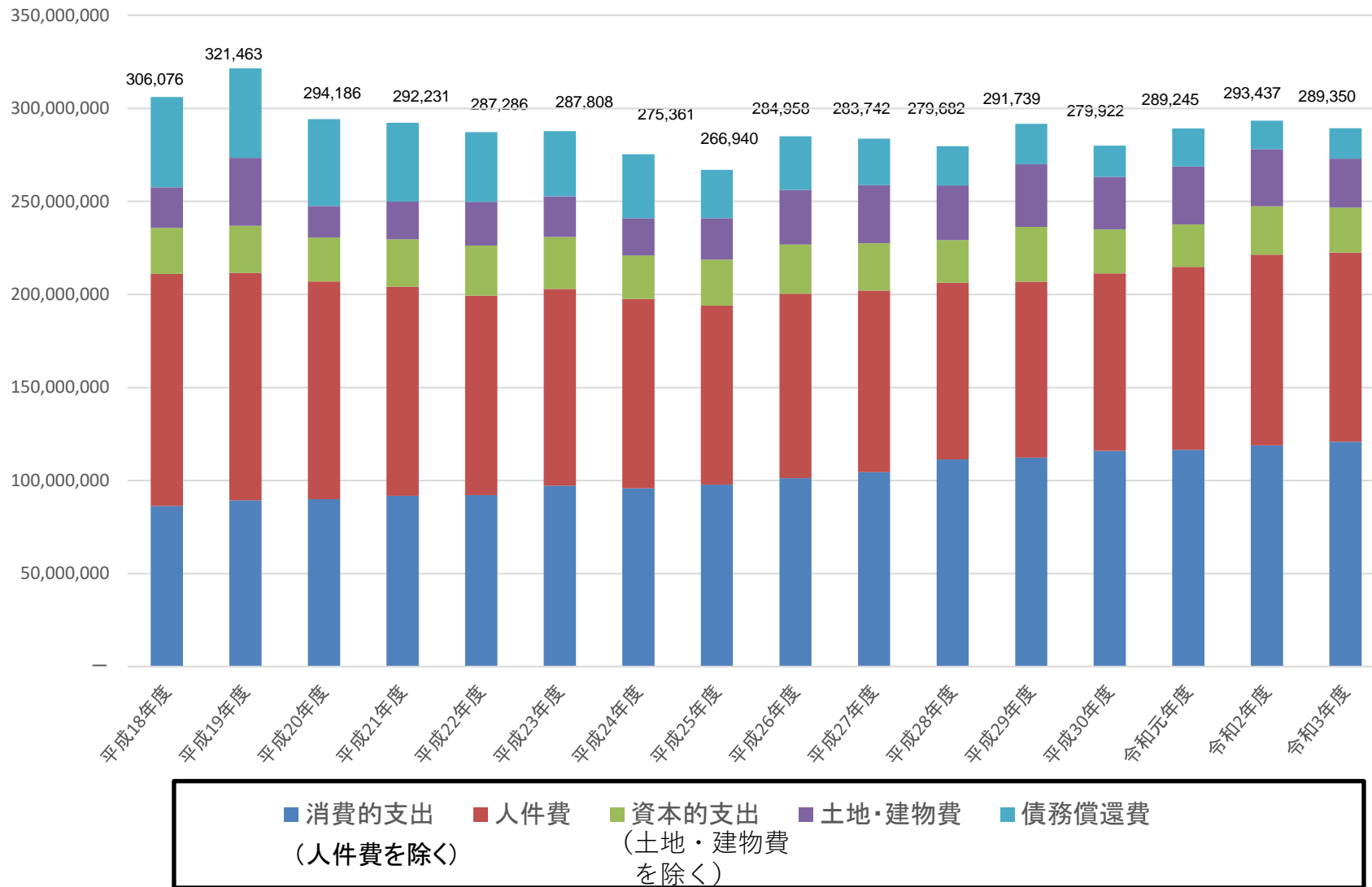


出典：社会教育統計

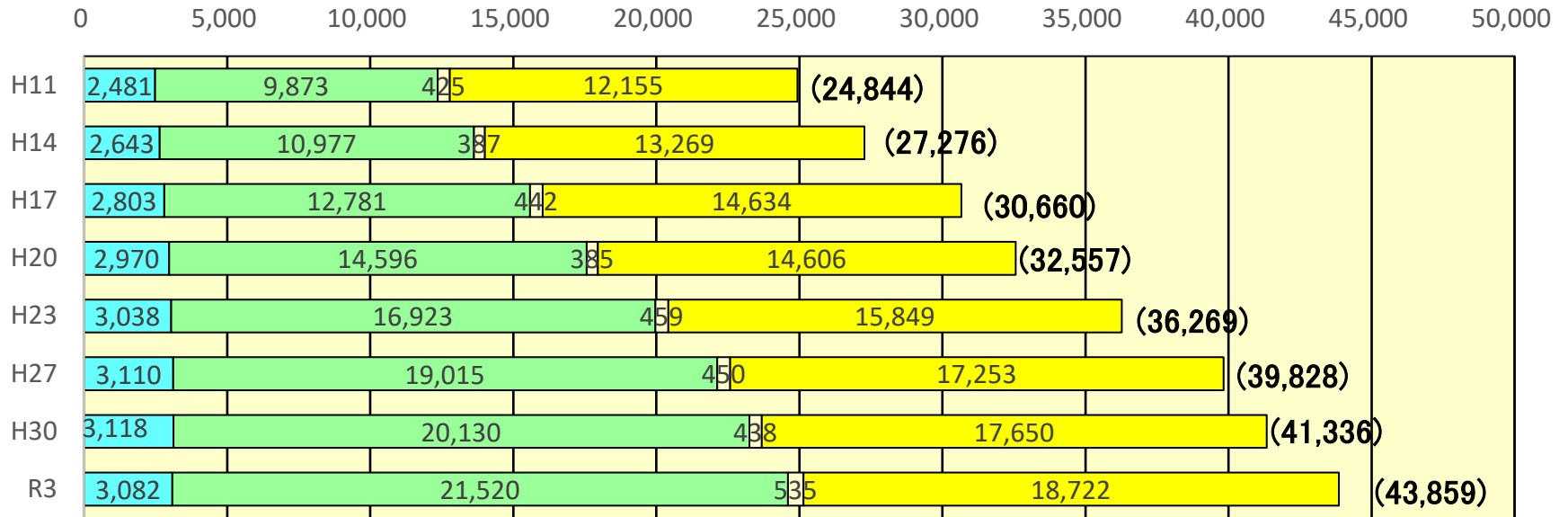
※平成20年度調査から、都道府県・市町村首长部局所管の「図書館同種施設」を含む

図書館費の推移

(百万円)



職員数の推移



■ 館長・分館長 ■ 司書 ■ 司書補 ■ その他の職員

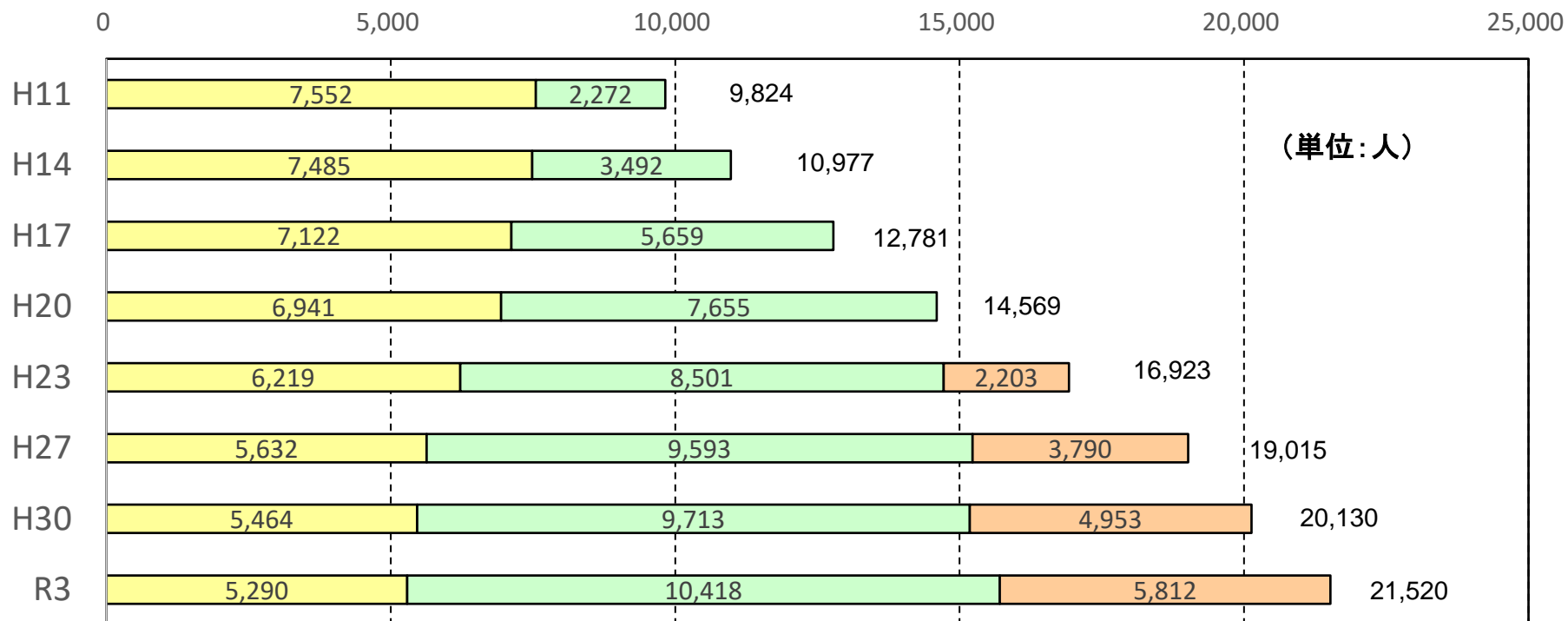
○図書館職員数の推移

単位：人

	H 1 1	H 1 4	H 1 7	H 2 0	H 2 3	H 2 7	H 3 0	R 3
館長・分館長	2,481	2,643	2,803	2,970	3,038	3,110	3,118	3,082
司 書	9,783	10,977	12,781	14,596	16,923	19,015	20,130	21,520
司書補	425	387	442	385	459	450	438	535
その他の職員	12,155	13,269	14,634	14,606	15,849	17,253	17,650	18,722
合 計	24,844	27,276	30,660	32,557	36,269	39,828	41,336	43,859

出典：社会教育統計

司書数の推移



■ 司書(専任・兼任)
 ■ 司書(非常勤)
 ■ 司書(指定管理者)

○割合の推移

	H11	H14	H17	H20	H23	H27	H30	R3
専任・兼任	76.9%	68.2%	55.7%	47.6%	36.7%	29.6%	27.1%	24.6%
非常勤・ 指定管理者	23.1%	31.8%	44.3%	52.4%	63.3%	70.4%	72.9%	75.4%

司書

《司書の位置づけ》

図書館法第13条第1項において、公立図書館に当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員（司書及び司書補）を置くこととされている

＜司書の主な職務内容＞

- ◇ 図書館資料の選択、発注及び受け入れ
- ◇ 受け入れ図書館資料の分類及び蔵書目録の作成
- ◇ 目録からの検索、図書館資料の貸出及び返却
- ◇ 図書館資料についてのレファレンスサービス、読書案内
- ◇ 読書活動推進のための各種主催事業の企画、立案と実施
- ◇ 自動車文庫による巡回等の館外奉仕活動の展開 など

【参照条文】

・図書館法(昭和25年法律第118号)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

二 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

三 司書補は、司書の職務を助ける

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

・図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)

第一 総則

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理体制の構築に努めるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

4 職員

(一)職員の配置等

- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流(複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

地方財政措置の状況

令和5年度単位費用積算基礎

<道府県分> (図書館費)

標準団体行政規模 人口170万人 (単位 千円)

区分	経費	積算内容
給与費	164,010	職員数27人(館長1人を含む)
報酬	180	図書館協議会 委員9人(委員長1人を含む)
需用費等	40,674	図書及び視聴覚資料購入費等
委託料	8,574	施設維持管理等委託
(小計)	213,438	

<市町村分> (図書館費)

標準団体行政規模 人口10万人 (単位 千円)

区分	経費	積算内容
給与費	46,060	職員数8人
報酬	329	図書館協議会 委員12人(委員長1人を含む)
需用費等	32,204	図書、視聴覚資料購入費等
委託料	6,436	施設維持管理等委託
(小計)	85,029	

(その他の経費・建設事業費)

(単位 千円)

区分	経費	積算内容
需用費等	9,136	社会教育施設活性化事業 (人権教育促進事業及び情報化等推進事業含む)
建設事業費	22	幼稚園・社会教育施設等建設費

4. 国における取組

現状・課題

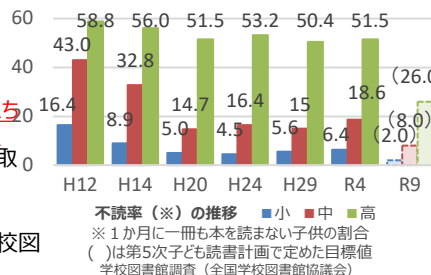
○国の計画への対応

・第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.3.28閣議決定)

R5年度からの5か年計画を踏まえ、「**不読率(※)の低減**」(特に高校生の不読率は依然として高い)、「**多様な子どもたちの読書機会の確保**」、「**デジタル社会に対応した読書環境の整備**」、「**子どもの視点に立った読書活動の推進**」のための方策、取組等の検討が必要。

・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」(R4～R8)

R4年度からの第6次計画を踏まえた国の支援策が必要。学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新等が課題。



○取り巻く情勢の変化—デジタル社会への対応—

- ・GIGAによる一人一台端末の整備を踏まえた**学校図書館の利活用**が課題。
- ・子供達の情報活用能力の育成とともに、多様な子供達の読書機会の確保等のために、**電子書籍の利用、学校図書館や図書館のDXを進める必要がある。**

○読書活動の総合的推進

- ・多様な子供の読書活動を推進するためには様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。**図書館、学校、民間団体など関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組を促す必要がある。**

事業内容(令和4年度～)

「子どもの読書活動に関する基本的な計画」等への対応のため、図書館や学校図書館等を活用した読書活動を総合的に推進するための以下の取組を行う。

図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進 8百万円(7百万円)

子ども読書基本計画等に対応した読書活動や学習指導要領を踏まえた学校図書館の機能強化や活性化に向け、多様な関係者・機関等の連携を促進し、新たな読書活動のモデルなどを構築するため、読書活動推進モデル事業を実施する。

<委託事業：教育委員会等>

<取組内容>

1 子供の読書活動総合推進事業

・発達段階などに応じた読書活動推進事業

子ども読書基本計画を踏まえ、紙とデジタルの特性を活かした読書活動の先導的な取組や、発達段階や多様な子供のニーズ等に対応した効果的な取組を行う。
(委託先：2箇所(小・中・高等学校等、公立図書館)×0.8百万円)



2 学校図書館図書の整備促進事業

学習指導要領を踏まえた学校図書館を活用した授業を進めるため、新しいトピックに関連する書籍(SDGsなど)、新聞、優良図書及び授業に必要な基本図書の整備状況などを再点検し、計画的な図書の更新を定めた図書整備計画の策定や図書館資料を活用したモデル授業の実施など学校図書館図書の整備促進に向けた取組を行う。
(委託先：2箇所(小・中・高等学校、特別支援学校等)×1百万円)



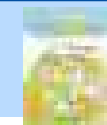
司書教諭講習の実施 21百万円(21百万円)

学校図書館法に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る「学校図書館司書教諭」の養成のため、全国の教育機関が講習を実施するための経費を措置する。
<委託事業：47箇所(大学及び教育委員会)×0.5百万円>



「子ども読書の日」(4月23日)の理解推進 5百万円(5百万円)

国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深めるために、「子ども読書の日」(4月23日)を広く周知するとともに、特色ある優れた取組を行っている図書館・学校・団体等を表彰する。
<直轄事業>



読書活動の推進等に関する調査研究 11百万円(12百万円)

- ①子ども読書基本計画を踏まえ、子供の読書活動や図書館の実態把握など諸制度の見直しや施策立案に必要な基礎資料を得るための調査分析等を行う。
- ②図書館等におけるデジタル化やDXを推進するため、学校図書館や図書館のデジタル化に向けた課題やその対応方策を策定するための実証的な調査研究を行う。(課題解決型調査研究) <委託事業：各1団体 × ①4百万円、②6百万円>



アウトプット(活動目標)

- ・新たな読書、授業モデルの構築
- ・司書教諭講習を実施する機関の増加

短期アウトカム(成果目標)

- ・読書に興味が高まった子供の増加
- ・学校図書館の活用に理解が高まった教職員の増加
- ・司書教諭講習の修了者数の増加

長期アウトカム(成果目標)

- ・不読率の低減

令和6年度「子ども読書の日」記念

子どもの読書活動

推進フォーラム

プログラム



2024年
(令和6年)

4月23日火

子ども読書の日

13:00～17:00

(受付開始/12:00 開演/13:00)

国立オリンピック記念青少年総合センター
カルチャー棟大ホール他

YouTube
ライブ配信

<https://www.youtube.com/watch?v=R0vFAHL-BGM>



平成14年度から国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、「子ども読書の日」(4月23日)を記念して「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催し、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践を行っている学校、園、図書館及び団体(個人)への表彰式を行っております。

1. 式典 文部科学大臣表彰(代表者授与)

(優秀実践校・園、優秀実践図書館、優秀実践団体・個人)

2. 特別対談

テーマ「読書のススメ」

登壇者

喜多川 泰氏(作家)

3. 事例発表と対談

令和6年度 子供の読書活動優秀実践校
園・図書館・団体(個人)

文部科学大臣表彰 代表団体(代表者)
による事例発表

4. 表彰式

学校、図書館、団体・個人表彰状授与

子供の読書キャンペーン

～きみに贈りたい1冊～

文部科学省では、勉強や部活動等に向き合う子供たちが、様々な本に触れ、読書に親しめる機会が増えるよう、「子供の読書キャンペーン～きみに贈りたい1冊～」を令和5年の読書週間（10月27日）から実施しています。

本キャンペーンは、教育、科学技術・学術、文化、スポーツの各分野でご活躍の皆様から子供たちへのおすすめ本とメッセージを、特設ページやSNS等を通じてご紹介するもので、子ども読書の日（4月23日）に向けて複数回公表しています。

※ご紹介は敬称略・50音順

きみに贈りたい1冊

検索

第1弾

10/27

ご紹介者	おすすめ本
上白石 萌音 俳優・歌手	『本の運命』 井上ひさし 著、文春文庫
金城 梨紗子 TEAM JAPANシボルアスリート レスリング競技	『チーズはどこへ消えた？』 スペンサー・ジョンソン 著、門田美鈴 訳、扶桑社
古坂大魔王 芸人・プロデューサー	『14歳からの哲学入門 「今」を生きるためのテキスト』 秋茶 著、二見書房・河出書院新社
高木 美帆 TEAM JAPANシボルアスリート スピードスケート競技	『筋肉のしくみ・はたらき ゆるっと事典』 坂井建雄 監修、永岡書店
中江 有里 俳優・作家・歌手	『ようこそ、ヒュナム洞書店へ』 ファン・ボルム 著、牧野美加 訳、集英社
野村 萬斎 狂言師	『中島敦全集 1-小説』 中島敦 著、実橋英夫 編集、勝又浩 編集、筑摩書房
益子 直美 公益財団法人日本スポーツ協会副会長 日本スポーツ少年団連盟副会長	『君を見上げて』 山田太一 著、新潮文庫
三宅 宏実 国際ウエイティング連盟理事 ウエイティング指導者	『夢をかなえるゾウ 1』 水野敬也 著、文芸社

第2弾

12/12

ご紹介者	おすすめ本
池 透輔 池いすラグビー選手	『「最高の自分」を引き出す セルフトーク・テクニック』 田中ウルヴェ京 著、祥伝社
大塚 達宣 バレーボール選手	『ほたるいしマジカルランド』 寺地はるな 著、ポプラ社
鈴木 亜弥子 (公財)日本バラスポーツ協会	『もものかんづめ』 さくらももこ 著、東英社文庫
関 菜々巳 バレーボール選手	『そして、バトンは渡された』 高尾まいこ 著、文藝春秋
都倉 俊一 文化庁長官	『梅干と日本刀 日本人の知恵と独創 の歴史』『続・梅干と日本刀 日本人の 活力と企画力の秘密』樋口清之 著、祥伝社
福岡 雄大 バレエダンサー	『時生』東野圭吾 著、講談社
町田 そのこ 作家	『小公女たちのしあわせレシピ』 谷崎恵 著、新潮社
ヨビノリたくみ 教育系YouTuber	『「余剰次元」と逆二乗則の破れ 我々の世界は本当に三次元か？』 村田次郎 著、講談社
渡部 暁斗 TEAM JAPANシボルアスリート ノルディック複合競技	『道をひらく』 松下幸之助 著、PHP研究所

第3弾

2/14

ご紹介者	おすすめ本
朝井 リョウ 小説家	『一瞬の風になれ』 佐藤多佳子 著、講談社
乾 友紀子 アーティストック スイミング	『日本人が最強の脳を もっている』加藤俊徳 著、幻冬舎
堺 雅人 俳優	『白川静文字学に学ぶ 漢字なりたちブック1年生』 伊東信夫 著、太田次郎社エディタス
鈴木 孝幸 パラ水泳選手	『ポッコちゃん』 星新一 著、新潮文庫
平野 亮一 バレエダンサー	『生きる』 乙川徹三郎 著、文藝春秋
本間 希樹 天文学者	『天地明察』(上・下巻) 冲方丁 著、KADOKAWA/角川文庫
宮田 愛萌 作家・短歌研究員	『たけくらべ』 樋口一葉 著、集英社文庫

【問合せ】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
図書館・学校図書館振興室



リンクフリー

図書館の講座・研修及び表彰

講座・研修

図書館司書専門講座

【対象】公共図書館の勤務経験が概ね7年以上で指導的な立場にある司書

【主催】文部科学省
国立教育政策研究所

【期日】例年、6月に10日間程度開催

【定員】60人

【形式】対面とオンライン
の併用

新任図書館長研修

【対象】公共図書館に就任して1年未満の図書館長

【主催】文部科学省 等

【期日】例年、9月に4日間程度開催

【定員】定めなし

【形式】オンライン

図書館地区別研修

【対象】公共図書館の勤務経験が概ね3年以上の中堅司書

【主催】文部科学省 開催都道府県
・指定都市教育委員会

【期日】例年11月～2月頃に全国
6ブロックで開催(3～4日間)

【定員・形式】※6地区

北日本(対:40人 オン:50人)

関東・甲信越静(対、オン:100人程度)

東海・北陸(対:50人、オン:70人)

近畿(対:60人、オンデ:定めなし)

中国・四国(対:80人、オン:120人)

九州(対:40人、オン:60人)

文部科学大臣表彰

- 毎年、「子ども読書の日」(4月23日)を記念し、「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催するとともに、表彰式を実施。
- 令和6年度は、子供の読書活動優秀実践図書館として、計44館を表彰。 33

背景・課題

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。また、読書バリアフリー法に基づき、令和2年7月に決定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、具体的な施策として、視覚障害者等の円滑な利用のための支援の充実、司書、司書教諭・学校司書等の資質向上、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行える体制構築などが具体的な施策としてあげられている。

このため、先導的な読書バリアフリーに関する研修や関係者が連携した取組を支援するとともに、これらの取組の成果を全国に普及することにより、地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進する。

事業内容（令和2年度～）

地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進するため、以下の取組を行う。

1. 障害者サービス検討委員会の設置等 4.1百万円（4.3百万円）

視覚障害者等の図書館利用に係るサービスの充実を図るため、有識者、自治体、公立図書館、学校図書館、大学図書館等の関係者で構成される委員会を設置し、振興方策の検討を行うとともに、実態調査や事例の収集等を行う。

<直轄事業>

2. 司書・職員等の支援人材、ピアサポート人材の育成 1.9百万円（1.9百万円）

司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用法に習熟するための研修等を行う。また、障害当事者でピアサポートができる司書・職員の育成や環境の整備を行う。

<2箇所（地方公共団体、民間団体）×0.9百万円>

3. 読書バリアフリーコンソーシアムの設置等 5.0百万円（6.0百万円）

公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、各館の資源の共有や人材の交流等を図るとともに、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化を図る。また、これらの成果の普及及び読書バリアフリーの理解促進を目的としたフォーラムを開催する。

<2箇所（地方公共団体、民間団体）×2.5百万円>

【対象者・事業種別等】

1. ……国（本省直轄事業）
2. 3. ……国 → 地方公共団体・民間団体（委託事業）



- 成果の普及： ①研修のプログラム・教材について文部科学省及び関係団体等のホームページで公開する。
②地域において構築されたコンソーシアムの成果をフォーラム等で発信する。

アウトプット（活動目標）

- ・読書バリアフリーに関するモデル研修の実施
- ・読書バリアフリーの周知に向けたフォーラム開催回数の増加

短期アウトカム（成果目標）

- ・読書バリアフリーに向けた支援方法等*に理解が深まった、研修参加者の増加
 - ・読書バリアフリーに向けた支援方法等*に理解が深まった、フォーラム参加者の増加
- * ・連携による多様な資料の提供（サビエ図書館への登録、国立国会図書館によるデータ提供送信承認館への登録）
・公共図書館の所蔵資料の提供（視覚障害者用資料）

長期アウトカム（成果目標）

- ・サビエ図書館の登録館数の増加
- ・国立国会図書館によるデータ提供送信承認館数の増加
- ・全国の図書館が保有する視覚障害者用資料数の増加

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

課題

○読書バリアフリー法の公布・施行
読みに困難のある人々に、アクセシブルな電子書籍等が提供されることが基本理念

○通常の小中学校には、読み書きに著しい困難を示す児童生徒:3.5%
→合理的配慮を提供する必要がある。

○マルチメディアDAISY図書
→アクセシブルな電子書籍等の一つ
読書バリアフリー法の理念に則り、読みに困難のある児童生徒に対して、地域図書館や学校図書館がマルチメディアDAISY図書を提供することが必要



事業のねらい

目的1

通常の小中学校の学校図書館の学校司書等を対象に読みに困難のある児童生徒の支援における背景法律や図書館の役割に関する研修を実施すること

目的2

マルチメディアDAISY制作研修を受講した学校司書がマルチメディアDAISY図書を制作し、学校図書館でマルチメディアDAISY図書を提供できるモデルを構築すること

主な実施内容

1. 小中学校の学校司書等への研修の実施
テーマ：読みに困難のある子どもに対する図書館での支援
－背景と音声教材について－
2. 小中学校の学校司書への音声図書の制作支援と学校図書館での提供支援

1. 小中学校の学校司書等への研修の実施



読みに困難のある子どもの関連法律とともに、視覚障害者用データ送信などのサービス、読みに困難のある子どもの図書を紹介

2-1. 小中学校の学校司書への音声図書制作支援



音声図書の制作画面

協力市の小中学校学校司書12名を3グループに分け、3冊のマルチメディアDAISY図書を制作した。グループ内でテキストデータ制作係、画像データ制作係等の役割を作り、制作していった。

2-2. 小学校の学校図書館における音声図書の提供



小学校1校で、7日間にわたって、児童延べ710名に対して、制作したマルチメディアDAISY図書の閲覧を実施した。令和5年度までに制作した20冊をタブレット等を用いて閲覧した。閲覧の際は「ChattyBooks」を用いた。

成果

1. 学校司書等への研修の実施

延べ37名の参加があった。研修後にアンケートを実施し、分析した（5件法）。ほとんどの項目で肯定的な意見が得られたものの、サピエ図書館の登録等の項目は他の項目と比較して平均点が低かった。今後は、実際に自ら登録画面を操作するなどの工夫が必要であると考えられる。

2-1. 学校司書への音声図書制作支援

グループごとに「うんちレストラン(ポプラ社)」「ニーハオ！ふたごのパンダ(ポプラ社)」「むしをたべるくさ(ポプラ社)」を制作した。学校司書への制作支援を繰り返すことで、それぞれの役割を意識しながら制作できるようになってきた。

2-2. 小学校における音声図書の提供



「図書」の授業での児童らの閲覧の様子
「いろいろな本が読めてうれしい」という声も

アンケートより、多くの児童がマルチメディアDAISY図書に肯定的な感想を抱いていた。

まとめ

- 音声図書の制作研修等を受けることで、学校司書が児童の実態に応じた図書の提供を行うことにつながった。
- 今後は複数の学校で音声図書を提供していくことが課題である。

子どもゆめ基金事業（助成事業）（独立行政法人国立青少年教育振興機構）

趣旨 未来を担う夢をもった子供の健全育成を推進するため、地域の民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への助成を実施

助成対象団体

社団法人や財団法人、NPO法人など青少年教育に関する事業を行う民間団体

助成対象となる事業内容

- ① 子供の体験活動の振興を図る活動に対する助成
 - (ア) 子供を対象とする体験活動
 - 自然観察、キャンプなどの自然体験活動
 - 文化・芸術、スポーツ等を通じ交流を目的とする体験活動
 - 清掃活動、高齢者介護体験などの社会奉仕体験活動 など
 - (イ) 子供の体験活動を支援する活動
 - 子供の体験活動の指導者養成 など
 ※単なるスポーツ大会等の競技会のような活動や、特定のチームのメンバー又は団体構成員を対象とした活動や、上位大会出場を目指した技術向上のための活動は助成対象外
- ② 子供の読書活動の振興を図る活動に対する助成
- ③ 子供向けソフト教材の開発・普及活動に対する助成

体験活動への助成



読書活動への助成



令和5年度助成金の申請・採択状況 ※（ ）前年度比増減

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
合計	3,865件 (▲651件)	3,222件 (▲169件)	14.2億円 (▲0.5億円)
うち、体験活動	3,486件 (▲592件)	2,901件 (▲154件)	12.1億円 (▲0.3億円)
うち、読書活動	352件 (▲ 61件)	309件 (▲ 14件)	1.3億円 (▲0.2億円)

活動規模別の助成金限度額

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

※活動実績のない新規団体は、原則として限度額の2分の1とする

募集スケジュール（令和6年度）

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	○ 申請期間：令和5年10月1日～11月21日 ○ 交付決定：令和6年4月
二次募集	令和6年10月1日 ～令和7年3月31日	○ 申請期間：令和6年5月1日～6月18日 ○ 交付決定：令和6年8月（予定）

ご清聴ありがとうございました

【読書活動、公立図書館、学校図書館に関するお問い合わせ】
総合教育政策局 地域学習推進課 図書館・学校図書館振興室
TEL: 03-6734-2093 E-mail: tosyo@mext.go.jp

「マナビィ・メールマガジン」(総合教育政策局発行)

○マナビィ・メールマガジンとは？

- ・生涯学習、社会教育に関する情報の共有化等を促進するため、毎月2回(8日、24日)配信しています。
- ・登録はコチラ

→ <http://www.mext.go.jp/magazine/#002>



マナビィ

故石ノ森章太郎氏デザインの
生涯学習のマスコットです。
「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ
「マナビィ」と名づけられました。
学ぶことが好きな「マナビィ」には
「学」という字のように触角が3本あります。

